

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県職員定数条例の一部改正)

第1条 岩手県職員定数条例(昭和27年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>公益法人等</u> に派遣された者で、知事が承認したもの	(職員の定数) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>公益的法人等</u> に派遣された者で、知事が承認したもの
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県県税条例の一部改正)

第2条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(ゴルフ場利用税の税率の特例等) 第72条 ゴルフ場の利用が次の各号のいずれかに該当する場合で、その利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して100分の20(第3号に掲げるゴルフ場の利用にあっては、100分の50)以上軽減されているゴルフ場で局長が指定するものの利用であるときは、当該利用に対するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の	(ゴルフ場利用税の税率の特例等) 第72条 ゴルフ場の利用が次の各号のいずれかに該当する場合で、その利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して100分の20(第3号に掲げるゴルフ場の利用にあっては、100分の50)以上軽減されているゴルフ場で局長が指定するものの利用であるときは、当該利用に対するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の

2分の1とする。

(1) [略]

(2) 財団法人日本ゴルフ協会（以下この号において「協会」という。）又は協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会その他これに類するもので局長が認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用（競技として利用する場合に限る。）

(3) [略]

2 [略]

（中古商品自動車に対する自動車税の減額）

第102条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）

第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項の

2分の1とする。

(1) [略]

(2) 財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。以下この号において「協会」という。）又は協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会その他これに類するもので局長が認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用（競技として利用する場合に限る。）

(3) [略]

2 [略]

（中古商品自動車に対する自動車税の減額）

第102条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。次項において同じ。）が商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）

第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項の

<p>規定の適用を受ける自動車を除く。) に対しては、申請により自動車税を免除する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 財団法人岩手県予防医学協会が所有する自動車で巡回診療の用に供するもの</p> <p>(5) 財団法人岩手県対ガン協会が所有する自動車で巡回診療の用に供するもの</p> <p>(6) 社団法人全国保健センター連合会が所有する自動車で、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センター又はこれに類する施設において直接その本来の事業の用に供するもの</p> <p>2 [略]</p>	<p>規定の適用を受ける自動車を除く。) に対しては、申請により自動車税を免除する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 財団法人岩手県予防医学協会(昭和45年12月18日に財団法人岩手県予防医学協会という名称で設立された法人をいう。)が所有する自動車で巡回診療の用に供するもの</p> <p>(5) 財団法人岩手県対ガン協会(昭和39年9月8日に財団法人岩手県対ガン協会という名称で設立された法人をいう。)が所有する自動車で巡回診療の用に供するもの</p> <p>(6) 社団法人全国保健センター連合会(昭和39年1月30日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。)が所有する自動車で、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センター又はこれに類する施設において直接その本来の事業の用に供するもの</p> <p>2 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県立自然公園条例の一部改正)

第3条 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公園管理団体の指定)</p> <p>第23条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された<u>民法(明治29年法律第89号)第34条の法人</u>、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(公園管理団体の指定)</p> <p>第23条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に<u>行う</u>ことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政財産使用料条例の一部改正)

第4条 行政財産使用料条例(昭和39年岩手県条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	算出方法	区分	算出方法
[略]		[略]	
共済基金分担金相当額	法第263条の2に規定する公益法人に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。	共済基金分担金相当額	法第263条の2に規定する公益的法人に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第5条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)	(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)
第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。	第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成13年岩手県条例第67号)	(6) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成13年岩手県条例第67号)
(7) [略]	(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部改正)

第6条 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例(昭和50年岩手県条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付け)</p> <p>第2条 修学資金は、県内の定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下同じ。）に在学している者で第1号から第3号までに該当するもの又は県内の単位制課程若しくは通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程で同項に規定するもの（以下「広域通信制課程」という。）に在学し、県内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 財団法人岩手育英奨学会が行う奨学金の貸付けを受けていない者</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第2条 修学資金は、県内の定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下同じ。）に在学している者で第1号から第3号までに該当するもの又は県内の単位制課程若しくは通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程で同項に規定するもの（以下「広域通信制課程」という。）に在学し、県内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 財団法人岩手育英奨学会<u>（昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。）</u>が行う奨学金の貸付けを受けていない者</p> <p>(4) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部改正)

第7条 特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期において提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="143 1350 1081 1445"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提出すべき書類</th> <th>提出すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 設立又は</td> <td>当該設立又は合併の認証に係る法第</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提出すべき書類	提出すべき時期	(1) 設立又は	当該設立又は合併の認証に係る法第	[略]	<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期において提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1350 2092 1445"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提出すべき書類</th> <th>提出すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 設立又は</td> <td>当該設立又は合併の認証に係る法第</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提出すべき書類	提出すべき時期	(1) 設立又は	当該設立又は合併の認証に係る法第	[略]
区 分	提出すべき書類	提出すべき時期											
(1) 設立又は	当該設立又は合併の認証に係る法第	[略]											
区 分	提出すべき書類	提出すべき時期											
(1) 設立又は	当該設立又は合併の認証に係る法第	[略]											

合併の認証を受けた場合	10条第1項第1号の書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この号の右欄において同じ。）の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録
[略]	

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用）

第6条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定は、法第14条において準用する民法第51条第1項の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き並びに同条第2項の規定による閲覧並びに法第35条第1項の規定による作成及び備置きについて準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）」とあるのは「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第8条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
[略]	[略]

合併の認証を受けた場合	10条第1項第1号の書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この号の右欄において同じ。）の登記に関する書類の写し及び法第14条の規定による成立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録
[略]	

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用）

第6条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定は、法第14条の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き並びに同条第2項の規定による閲覧並びに法第35条第1項の規定による作成及び備置きについて準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）」とあるのは「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」と読み替えるものとする。

<p>2の14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) <u>法第68条第1項</u>において準用する民法（明治29年法律第89号）<u>第56条</u>の仮理事の選任</p> <p>(24) <u>法第68条第1項</u>において準用する民法第57条の特別代理人の選任</p> <p>(25) <u>法第68条第1項</u>において準用する民法第77条<u>第2項</u>の清算人の届出の受理</p> <p>(26) <u>法第68条第1項</u>において準用する民法第83条の清算結了の届出の受理</p> <p>(27) [略]</p>	[略]
--	-----

[略]

<p>6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理（財団法人岩手県文化振興事業団に係るものを除く。）</p> <p>(2)～(12) [略]</p>	[略]
--	-----

[略]

<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一</p>	[略]
---	-----

<p>2の14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) <u>法第46条の4第5項</u>の仮理事の選任</p> <p>(24) <u>法第46条の4第6項</u>の特別代理人の選任</p> <p>(25) <u>法第56条の6</u>の清算人の届出の受理</p> <p>(26) <u>法第56条の11</u>の清算結了の届出の受理</p> <p>(27) [略]</p>	[略]
---	-----

[略]

<p>6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理（財団法人岩手県文化振興事業団（昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）に係るものを除く。）</p> <p>(2)～(12) [略]</p>	[略]
---	-----

[略]

<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一</p>	[略]
---	-----

<p>の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>法第55条</u>において準用する<u>民法第83条</u>の清算終了の届出の受理</p>		<p>の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>法第54条の3</u>の清算終了の届出の受理</p>	
[略]		[略]	
<p>27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>法第30条</u>において準用する<u>民法第56条</u>の仮理事の選任</p> <p>(14) <u>法第30条</u>において準用する<u>民法第57条</u>の特別代理人の選任</p> <p>(15)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>法第40条第1項</u>において準用する<u>民法第77条第2項</u>及び<u>第83条</u>の清算人からの届出の受理</p> <p>(22)～(30) [略]</p>	[略]	<p>27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>法第17条の3</u>の仮理事の選任</p> <p>(14) <u>法第17条の4</u>の特別代理人の選任</p> <p>(15)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>法第31条の8</u>及び<u>第32条の3</u>の清算人からの届出の受理</p> <p>(22)～(30) [略]</p>	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県手数料条例の一部改正)

第9条 岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第1（第2条関係）

地域振興事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	[略]	財団法人行政書士試験研究センター
[略]			

別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	[略]	財団法人社会福祉振興・試験センター 財団法人岩手県長寿社会振興財

別表第1（第2条関係）

地域振興事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	[略]	財団法人行政書士試験研究センター（平成12年4月14日に財団法人行政書士試験研究センターと <u>いう名称で設立された法人をいう。</u> ）
[略]			

別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	[略]	財団法人社会福祉振興・試験センター（昭和21年3月25日に財団法人社会事業振興会と <u>いう名称で設立された法人をいう。</u> ） 財団法人岩手県長寿社会振興財

			団
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団
[略]			
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団

			団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）
[略]			
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月

[略]			
27 介護保険法第115条の36第1項に規定する情報公表事務	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団
27の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項に規定する研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団
28 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	[略]	[略]	社団法人全国保育士養成協議会

			<u>20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。)</u>
[略]			
27 介護保険法第115条の36第1項に規定する情報公表事務	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。)
27の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項に規定する研修の実施	[略]	[略]	財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。)
28 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	[略]	[略]	社団法人全国保育士養成協議会（昭和44年8月20日に社団法人全国保母養成協

[略]			
211 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	[略]	[略]	社団法人岩手県獣医師会
[略]			

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
18 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	[略]	[略]	社団法人計量計測技術センター
[略]			

[略]

別表第6（第2条関係）

			<u>議会という名称で設立された法人をいう。)</u>
[略]			
211 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	[略]	[略]	社団法人岩手県獣医師会（昭和46年7月1日に社団法人岩手県獣医師会という名称で設立された法人をいう。)
[略]			

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
18 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	[略]	[略]	社団法人計量計測技術センター（昭和45年12月15日に社団法人岩手県計量管理センターという名称で設立された法人をいう。)
[略]			

[略]

別表第6（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
31 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の実施	[略]	[略]	財団法人不動産適正取引推進機構
[略]			

別表第7（第2条関係）

総務事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	[略]	財団法人消防試験研究センター
[略]			
15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消	[略]	[略]	財団法人消防試験研究センター

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
31 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の実施	[略]	[略]	財団法人不動産適正取引推進機構（昭和59年4月12日に財団法人不動産適正取引推進機構という名称で設立された法人をいう。）
[略]			

別表第7（第2条関係）

総務事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	[略]	財団法人消防試験研究センター（昭和59年10月1日に財団法人消防試験研究センターという名称で設立された法人をいう。）
[略]			
15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消	[略]	[略]	財団法人消防試験研究センター

防設備士試験の実施				防設備士試験の実施			(昭和59年10月1日に財団法人消防試験研究センターという名称で設立された法人をいう。)
[略]				[略]			
27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	[略]	社団法人全国火薬類保安協会	27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	[略]	社団法人全国火薬類保安協会(昭和47年4月1日に社団法人全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。)
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部改正)

第10条 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料				別表第1(第2条関係) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]				[略]			
11 法第20条第5項の遊技機試験				11 法第20条第5項の遊技機試験			

<p>(1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>イ・ウ [略] (2)～(5) [略]</p>	[略]	[略]	<p>財団法人保安電子通信技術協会</p> <p>[略]</p>	<p>(1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>イ・ウ [略] (2)～(5) [略]</p>	[略]	[略]	<p>財団法人保安電子通信技術協会 (昭和57年5月1日に財団法人保安電子通信技術協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)</p> <p>[略]</p>
[略]				[略]			
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

(建築士法施行条例の一部改正)

第11条 建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定試験機関)</p> <p>第4条 知事は、法第15条の17第1項の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を財団法人建築技術教育普及センター（以下「指定試験機関」という。）に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(指定試験機関)</p> <p>第4条 知事は、法第15条の17第1項の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を財団法人建築技術教育普及センター（<u>昭和57年9月10日に財団法人建築技術教育普及センターという名称で設立された法人をいう。</u>以下「指定試験機関」という。）に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益法人等</u>（法第2条第1項に規定する<u>公益法人等</u>をいう。以下同じ。）への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる<u>公益法人等</u>との間の取決めにに基づき、当該<u>公益法人等</u>の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第2条第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第1項の規定に基づく職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける<u>公益法人等</u>（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項</p> <p>（2） [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益的法人等</u>（法第2条第1項に規定する<u>公益的法人等</u>をいう。以下同じ。）への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる<u>公益的法人等</u>との間の取決めにに基づき、当該<u>公益的法人等</u>の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第2条第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第1項の規定に基づく職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける<u>公益的法人等</u>（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項</p> <p>（2） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（循環型地域社会の形成に関する条例の一部改正）

第13条 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（産業廃棄物処理業者育成センター）</p> <p>第13条 知事は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図ることを目的と</p>	<p style="text-align: center;">（産業廃棄物処理業者育成センター）</p> <p>第13条 知事は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図ることを目的と</p>

して設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であって、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県内を通じて1個に限り、産業廃棄物処理業者育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2～4 [略]

して設立された一般社団法人又は一般財団法人であって、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県内を通じて1個に限り、産業廃棄物処理業者育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。